

平成28年6月22日

産業厚生委員会

(所管事務調査分)

阿久根市議会

1. 日 時 平成28年6月22日(水) 11時00分開会
11時59分閉会
2. 場 所 第1委員会室
3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、野畑直委員、
中面幸人委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
山田勝委員、岩崎健二委員
4. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕
5. 会議に付した事件
・所管事務調査事項について
6. 議事の経過概要
別紙のとおり

議事の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。本日は、所管事務調査項目であります「海を活用した観光行政」に関して、脇本海水浴場の管理状況について調査を行いたいと思います。

まず初めに、所管課である商工観光課に出席を求め、脇本海水浴場の管理状況等に関する説明を受け、その後、委員より質疑を受けたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。なお、商工観光課は、午後から現地立会の業務が入っており、午前のみのお出席となりますので御了承ください。

それでは商工観光課の入室をお願いします。

（商工観光課 入室）

仮屋園一徳委員長

商工観光課に出席いただきました。

本日は、所管事務調査項目であります「海を活用した観光行政」に関して、脇本海水浴場の管理状況について調査を行うものです。それでは、商工観光課長より脇本海水浴場の管理状況等について説明をお願いします。

堂之下商工観光課長

それでは、海を活用した観光行政ということで、脇本海水浴場の現状について御説明させていただきます。脇本海水浴場は、白い砂浜が3キロにわたって続く遠浅の海水浴場で、清らかな水質と安全面にも優れ、日本の快水浴場100選にも選定されています。

7月の第1土曜日の海開きから8月いっぱい、海水浴を楽しむ人々でにぎわいます。今年で4回目となるFMかごしま主催の「シーサイドステーションイン阿久根」が、海の日イベントとして定着しつつあり、脇本海水浴場の認知度が上がってきています。

海開き期間中の入込客数は、平成24年が11,340人、平成25年が14,392人、平成26年が13,823人、平成27年が17,293人と増加傾向にあり、平成26年以降は、阿久根大島の入込客数を上回っています。また、冬には、季節風による絶好の波を求めて、市内外から多くのサーファーが集まり、毎年1月から2月にかけて「コールドウォーターサーフクラシック」というサーフィンの大会も開催されています。周囲は、豊かな自然に恵まれ、水平線に沈む夕日は絶景で、観光資源としての価値は大きいものがあります。一方で、県立自然公園でもあり、6月から8月にかけてはウミガメが産卵に上陸、シロチドリも生息していることから、観光面だけでなく自然保護の観点からも大切にしていけるべき阿久根の財産であると考えております。現在の海水浴場の管理ですが、駐車場及びトイレ清掃等の管理については、障がい者団体をお願いしており、今年度は、株式会社しおかぜに委託しております。海開き期間の管理運營業務については、阿久根市美しい海のまちづくり公社に委託しております。なお、脇本海水浴場の駐車場は、北側と南側の2カ所ございます。いずれも民有地であり、商工観光課で1年間の賃貸借契約を結んでおりますが、今年度、南側については、地権者との協議が整わず、まだ契約に至っていないところでございます。

以上で、現状の説明を終わりますが、あとは御質問にお答えして参りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。委員から何か質疑等ありませんか。

白石純一委員

駐車場のことですが、今、南側がまだ契約されていないということでしたけれども、南側は、土地全部に、全域に渡ってということですかね。一部ではなく。

堂之下商工観光課長

はい、全域民有地でございますので。

白石純一委員

今は、契約が整っていないけれども、来た人は利用しているという理解でよろしいでしょうか。

堂之下商工観光課長

はい、今の現状は使っていただいております。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員は。

岩崎健二委員

その契約に至らない理由というのがありますか。

堂之下商工観光課長

はい、地権者の御意見等々伺いながら、やはりいろんな今までも解決できない問題等ありましたので、海の家との関係であったりとか、利用についてですね、守られないものがあつたので、そういった基準を決めてまた契約していきたいと考えているところです。

山田勝委員

私はですね、今までこういう問題が発生しているということはあまり認識はしていなかったわけですね。それと海水浴場、ここにですね、関係者から脇本海水浴場の設置基準ということについてですね、これをお借りしているんですが、この中から想像するところですね、私どもから考えると、私から考えればですね、6時から午後6時までというのは、私の常識ではちょっと考えられないなと思つているのが、例えば海水浴場というのは夏の間ですね、特に土日はサラリーマンとか仕事をしている人が海岸に来て、キャンプをしたり、あるいは海水浴をしたりしてやはりね、そういう安らぎの場であるという認識があるもんですからね、6時で駐車場を閉め切るなんていうのは私には常識として考えられないですが、それまでなつた経緯がなければですね、そういうことはないと思つていんですがいかがなんでしょうか。経緯が、何かどうしてもという経緯があるんですか。その中にですね、駐車場利用の拒否等についてというのは、駐車場における、それぞれ5あるんですけどね、この5に違反するようなことが今まであつたのかなかつたのか、そういうことが、よっぽどのことがない限りですね、こういう厳しい基準というのは出てこないと思つますよ。だから教えてください。

堂之下商工観光課長

今、山田委員が言われているのは平成28年度の設置基準のこの案をもって今設問くださつているんでしょうか。

[山田勝委員「はい」と発言あり]

これ、皆さん持つていらつしゃるということによろしいでしょうか。

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 11:09～11:11)

(平成27年度脇本海水浴場駐車場設置基準、平成28年度脇本海水浴場駐車場設置基準等資料配布)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

堂之下商工観光課長

今、平成27年度の設置基準と、平成28年度の設置基準ということで、皆様にお配りさせていただきました。平成27年度も地区の住民からのいろんな御要望等もありまして、利用期間につきましては4月1日から3月31日と1年間になっておりますが、これは、私たちのほうが賃貸借契約が、4月1日から3月31日までとなっていたことからこういうふうにしております。利用時間につきましては、午前8時から午後8時まで、海開き期間は午前6時から午後8時までということで、昨年この基準を示しまして、海の家関係者、そしてまたまちづくり公社、またいろんな関係者とも集まっていたいて、これで去年は納得していただいて、したところでございます。

去年はこの8時までとすることになりまして、特に夜の花火とかやっぱり近隣の方々がうるさいということと、あとグループホームはまゆうがありますけど、すぐ近くにあって、うるさくてお年寄りの方々が興奮して眠れないんだというような御意見もありまして、8時までにしていただきたいということで、去年はこれで了承していただいたところでございます。それで、去年は南側のほうにも私たちのほうでくいを打って、そこにチェーンを付けて鍵の管理を地区の方をお願いしたところでございます。ただ、そうした中でもやはりくいが抜かれたりとか、時間を守ってもらえないってことが再三ありまして、またそこで地区民の方々からいろんな苦情等をこちらにいただいております。その都度いろんな対応もしてきたんですけども、どうしても守られないのであれば、ことは6時までにするしかないんじゃないかということで、平成28年度は一応6時までということでやってほしいということで、そういった地域の方々の要望もあり、またこういった守られないのであれば貸せないですよという地権者の思いもありまして、ことはこういう基準をつくらせていただいたところです。そしてこの誓約書がないと契約はできませんということでお話をしておりますので、まだ海の家の方々にこの誓約書を出していただいておりませんので、まだ契約に至っていない状況でございます。

濱崎國治委員

この海水浴場の駐車場が、利用期間が通年でなくなる。それから利用時間が6時までということで、これについて、この条件でないと地権者は賃貸、地権者との賃貸者契約はできないという状況なんですか。

堂之下商工観光課長

はい、一応そういうふうを考えております。地権者の方も悩んでいらっしゃって、やはり親子連れのためには解放したいんだけど、きまりが守られないようであれば、やはりしょうがないよねというような御意見でございます。

濱崎國治委員

今の課長の発言ですが、いわゆるこれまで守られなかったから、守られないであればこのようなのでないとやむを得ないと、そういう地権者の考えなんですね。

堂之下商工観光課長

はい、そうです。

濱崎國治委員

この利用期間についても6月24日から9月11日というのも地権者の考えなんではないか。

堂之下商工観光課長

いえ、この期間につきましては私たちのほうで一応決めさせていただきました。

濱崎國治委員

この利用期間についてもですね、先ほど課長の説明がありましたとおり、特に県外からのサーファーの来場によって、かなりあそこは賑うんですけど、それも締め出すようなことになるんじゃないかなあというのを懸念するんですが、そのへんはいかがなんでしょうか。

堂之下商工観光課長

サーファーの方々には本当に申し訳ないという思いではあるんですけど、サーファーの方々にもちょっと話をしまして、確かに駐車場がないのは困るんだけど、あの人も民有地であることは知らなかったということで、今まで記念碑にいろんなものを立て掛けたりとかいう行為もあったもので、そこについては反省をしていただいたところでございます。南側がなくなっても北側のほうは今のところ通年で開けようかなと思っておりますので、北側の地権者とはそこは話はできていますので、そちらのほうを使っていただくということと、どうしても足りない時は三笠支所のほうを使っていただくということを考えているところでございます。

濱崎國治委員

ちょっと確認したいんですが、北側のはもう通年利用、いわゆる年中利用ということではないということであるということ、それから南側のほうについては、この期間内で6時まで、これは北側も一緒ですか、6時までというのは。

堂之下商工観光課長

はい、海開き期間については、一緒ということで統一したいと思っています。

濱崎國治委員

海開き期間については北側についても6時までということで、後は駐車できないようにされる。でも、この利用期間については北側については4月1日から翌年の3月31日ということで理解していいんですね。

[堂之下商工観光課長「はい」と発言あり]

それからしますと、あそこの道路を利用して海水浴場の状況、あるいは海水浴期間でない時もですね、かなりあそこはサーファーによって賑っていると思うんですが、脇本海水浴場、脇本海岸の魅力をやっぱり発信するためにはサーファーの利用というのが何か欠かせないというような気がするんですけど、そのサーファーの人がほかのところを利用するようになるというのはちょっと懸念するんですが、その点はいかがですか。いわゆる締め出すということになりかねないんですね、この期間以外は。

堂之下商工観光課長

先ほど申しましたように北側をできるだけ使っていただきたいということと、そのやはり御理解をいただきたいというふうに思っております。

濱崎國治委員

私は具体的に、じゃあ今のサーファーの人が、南側とかあるいは北側、どちらの駐車

場を多く活用されているかわからないですが、通る時にはほとんどが南側の駐車場を利用されていますね。一つはあそこにトイレが整備されているということもありまして、特にこれはマナー違反なんでしょうけれども、トイレのところで体を洗っていらっしゃる方も見受けるんですけれども、そういうことであれば、南側がこの期間しか利用できないとなれば、非常に阿久根のそういう交流人口の減少になってしまっていて、シーズンオフについてはかなりのサーファーが利用しているという状況からしますと、非常に危惧する基準になるのではないかなと考えます。

仮屋園一徳委員長

濱崎委員、トイレについてはですね、両方に設置してありますので。

[「ちょっと休憩に入ってください」と呼ぶ者あり]

(休憩 11:20～11:38)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。委員から。

濱崎國治委員

非常にこの駐車場設置基準を見ても、特に売店をされる方もでしょうけど、その脇本海水浴場というところの利用が非常に制限されてですね、今後交流人口をふやそうというそういう阿久根市の目標があるわけなんですけれども、それがどうも減少するような気がします。そこで課長、この問題を解決するためにですね、何がこう必要だということ、行政のほうは考えていらっしゃるのか、こうすれば解決するんじゃないかなとか、そういうヒントを私どもも知りたいんですが。そのところはどうかお考えですか。

堂之下商工観光課長

私たちがまだ調査中でありまして、ほかの有名な海水浴場についてはやっぱり条例でいろんなこのことを決めてあるようでありまして。海の家基準についても、また海水浴の範囲だったりとか、マリレジャーの範囲だったりとか、そういうのも条例で決めてある部分もあるようですので、そういったところをちょっと研究していきたいというふうに思っています。その中で、このウミガメを守る部分、そして海水浴を利用する部分、サーフィンを楽しむ部分というところで、いろんな区分けができればいいんじゃないかと考えているところでございます。

濱崎國治委員

今、例えば海の家設置基準というのも他の自治体では、条例によって定めてあるという話をされましたが、ここの海岸の使用許可というのは、県が持っていればですね、そのへんの条例制定というのは、県とよっぽど協議していかないと、なかなか条例の基準はできないような気もするんですが。そこはどうかね。

堂之下商工観光課長

県につきましては、海岸の占用許可でございますので、海岸部分のですね。だからその利用時間であったりとか、そういった利用の期間であったりとかというのは、条例で定めることも可能ではないかというふうに思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員。

岩崎健二委員

今、条例でどうのこうのというのをきょう明日でできるものじゃないと思いますので、

ことしの夏の海水浴期間をどうするのかというのを皆さんで検討しないと、条例をつくってとなると、ことしはとても間に合う話ではないので、それはそれで研究してもらおうということで、いかないといけないと思いますが、ことしの海水浴場の、夏の海水浴期間について、この設置基準では今各委員からあるように非常に制限の大きくなるようなものなので、これをもう少し緩やかにというか、そういう交渉の余地があるんですかね。例えば午後6時までとしてあるのを午後8時までとか、例えばですよ、そういう余地が、交渉の余地があるのかないのか。

堂之下商工観光課長

これまで何回もこう話し合いを重ねてきております。ですから、ことしとしては、私たちがもう閉鎖をせざるを得ないんじゃないかという思いでいるところでございます。

岩崎健二委員

ということは、今のこの設置基準案、基準以外では、ことしの駐車場の契約には至らないというふうに考えておっていいわけですか。

堂之下商工観光課長

はい、私たちのほうでは一応そういう思いでおります。

山田勝委員

課長のね、その不退転の気持ちはわかりますよ。しかしながら私たちはこれほどね、交流人口の話をし、あるいは阿久根の活性化の話、創生の話をする中でですね、非常に残念な部分なんです。しかしながら、その前向きに一生懸命やる部分とですね、どうしてもルールを守ってくれないという部分でね、やはり問題だと思うんですけどね。だから、しかしながら、ルールを守るところをもうちょっと厳しくつくってですよ、そして前に進む方向でできないかな。そうしないとね、本当にね、今なんでかと言うと、今、17,000人でしたと、大島を超えましたと、私も、もう大島でなくてやはり脇本海岸だよ、脇本海岸にやはりそういう問題を解決して、脇本海岸に主力を置いたほうがいいよって自分は思っていますよ。そうすることがね、一番いい、年間を通して。だからそういう意味でね、ここでいやことしはそういうこと、それはもうそういう中でね、課長のそういう気持ちはね、よっぽどのことがないとそういう厳しい気持ちになれないと思いますよ。だからそういうものが、やっぱり業者にもちゃんと伝わるようにしてね、ルールをつくっていかないと、このままではね、本当に自分たちも残念の至りですよ。だからもうちょっと、もう閉めな仕方かなじゃあなくて、ちょっとなんとか話し合いをしてですね、閉めない方法で進んでくれないと、もう本当に残念だけです。

牟田学委員

課長、3事業者あるわけなんです、その事業者と直接会って話をされましたか。3事業者と。課長が直接会って話をされましたか。

堂之下商工観光課長

私はちょっと直接行ってはおりませんが。

牟田学委員

課長が行って話をしてください。そうでないと解決できませんよ。

中面幸人委員

課長の決意もですね、本当もう大変だなあと思って感じているところでございます。ただ、やはり、閉鎖するというのはですね、やっぱり今後のですね、交流人口につながるどうかしようと阿久根も思っているわけですから、それであつたらですよ、例えばこういう6時まで、これを守れたら地権者もいいですよということであつたらですよ、し

っかりとその業者にですよ、入ってくるお客さんが、いわば入ってくる段階でこういうルールをちゃんと守ってくださいよという形ですよ、もうことしはそれでしてみたらどうなんですか。もうそういう形で。そうせんともう、これを閉鎖となれば、北側を使えてですよ、結構南側のほうが量も多いような気もするし、だからしっかりとその辺は業者と話し合いもしてですよ、話し合いをして、しっかりとルールをお客さんに守ってもらうように一回してみたらどうですか。

[発言する者あり]

仮屋園一徳委員長

今、それぞれの委員から意見が出ています。内容的にはですね、もうちょっと厳しく決まりを守るようにしたらいいんじゃないかという意見で、それについては条例を制定しないと、それ以上は決まりを守るようにできない部分もあるかと思えますけど、今回についてはですね、もう期間も迫っています。大方の意見を聞きますともう少し話し合いをしたらどうなんですかということで、執行部のほうも一方的にそれを解決するということまでいかないという感じなんですけど、今大体そういうところに話はきてるんですが、それについて委員からこれだけは言っておきたいというのがあれば出してください。

山田勝委員

今さっきですね、牟田委員のほうからですね、課長は話をされましたかと、課長は話をしていないと。現実には、菌畑補佐が担当でやっているんじゃないですか。菌畑補佐だったら、話せるんだったら話してやってください。誰か話をしたんじゃないと、課長が話をしていない、業者とね。

仮屋園一徳委員長

何か菌畑補佐のほうから意見があれば出してください。

菌畑商工観光課長補佐

これまでの会議につきましては、海の家占有許可更新に係る事前協議、意見交換会という形でその海の家関係者の方を除いて、地域住民の方であったり、管理に係る関係者の方に集まってもらって、意見交換会をしていますので、まだことしにつきましては、直接海の家関係者と協議をしたことはございません。

堂之下商工観光課長

その協議をする前に、この誓約書を書いていただきたいということで、市役所においていただきたいということでお願いをしておりますが、今1業者だけですね、来られたのが、はい、あとの2業者についてはまだ直接お会いしてませんので、だからまだこれをお渡ししていないところでございます。

濱崎國治委員

今までの話をこうしますと、どうしてもこの基準でなければ、貸すことができないとなればですね、ことしの場合もうこの基準で先ほど一部委員が言ったようにですね、これでもうやるしかないんですね。これでやるか、あるいはこれはのめないからということで、もう閉鎖されるか、それはできないでしょうから、もうこれでやって、ただ、行政と地権者とほかの人たちとのですね、円満に何か解決する方法はないのかですね、そのへんももう一度探ってもらってしたほうが、もしそれで解決しないとなればもうこの基準をのんでこれでやっていく以外にないような気がします。でも、私たちの委員会としては、海を利用したというのをまずしていますので、40キロに及ぶ海岸を利用した交流人口をふやすことが必要だということで今いろいろ検討しているわけですので、

いろいろ知恵を出しているわけですので、そのへんはですね、一つのポイントであるというのをですね、あくまでも中心であるというのを考えてもらって、今後はぜひ進めていただきたいと思います。

山田勝委員

脇本海水浴、海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情書というのをですね、こう見てみますと、いろいろ書いてありますよ。しかしながら、私たちは脇本に、阿久根市脇本におってですね、脇本海水浴場で50年間、60年間親しんでまいりましたよね。でも、いろんなことを、もっともっと華やかな時代もあったけど、地域住民がこんな騒いだことはないですよ。だから例えば、ウミガメをですね、ウミガメも50頭、60頭という形で、そういう時も50頭、60頭上がった時代もあるんですよ。ですから、ひっくるめてですね、あの海水浴場を使うことを、あるいはあそこで何かすることをね、目の敵にしてやっているような気がするもんですからね、だから自分の気持ちの上ではちょっと収まらない。ですからここはですね、やはりもうちょっと私たちも陳情書が上がって来ていますから、地元の方々とも話し合いをせないかんと思いますよ。でも、阿久根のまちの観光のためにね、これはどげんしても解決せないかん問題ですよ。ですからもちろん業者の人も協力してくれないかん。そういう意味でもう一遍、課長取り組んでよ。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

白石純一委員

もちろん海水浴がメインではありますが、阿久根の場合、やはり今盛んに夕日に見えるまちということで、この6時で閉鎖になると夕日を見に海岸に出れないということになりますので、その阿久根の名物をやはりPRするためにも何とか調整いただいて、8時までということにできないかなと強く要望します。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

その業者の方々と話をしていない、来られた方は1人だと言うけど、早く早急に話をしてね、やっぱり約束を守ってくれなければね、即時しないという話をやっぱりせないかんですよ。やっぱり約束しない人はもう相手にならないですよ。それもやっぱり早急にせないかんと思います。

中面幸人委員

結局ですね、夜のことを考えて、6時までのことを考えてこういろいろ問題もあるわけだから、だからやっぱりきれいな砂浜をその昼間、子供連れで海水浴に来るわけやだよ。これまで閉鎖するちゅうことになるわけでしょ。こういうのを、駐車場を閉鎖されれば、ですよ。だから、夜の部分やんか、昼間子供たち、あんなきれいな砂浜を、海水浴に来るんだから、これやっぱり考えるべきだと私思いますよ、これは。もう閉鎖するというのはやっぱり、もう、6時まで守ってくれよって、もうそうでなかったらもう本当にだめですよっていう、それをしっかり守ってもらえばですよ、もう昼間、これを閉鎖するちゅうのは、ちょっともうこの素晴らしい海岸をですね、そこは気を付けてくださいと私は思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で商工観光課への質疑を終了いたします。商工観光課は退席されて結構です。どうもありがとうございました。

(商工観光課 退室)

仮屋園一徳委員長

ここで、委員の方々から御意見があれば伺いたいと思いますが、ここで休憩に入ります。

(休憩 11:54～11:57)

仮屋園一徳委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に今後の所管事務調査について、先日、委員より「道の駅阿久根」に現地調査を実施したいとの意見がありましたので、所管課とも調整をしたところ、6月27日の本会議終了後に現地調査を行うことになりましたので、委員の皆さんの出席をお願いします。

次にその他ですが、委員の方から何かありませんか。

岩崎健二委員

前回の委員会で、申し上げておりました、ダイビングについて、出水のダイビングクラブをやっていらっしゃる方に連絡を今取ってあります。7月上旬に委員会に資料を持って来たいという旨の検討が出てきてるところですので、確実にになりましたら委員長と相談しながら進めさせていただきと思いますのでよろしくお願いします。

白石純一委員

同じテーマで、カヤックの方、業者にも声をかけているんですけども、御本人が7月5日まで海外におられるので連絡が取りづらいということでした。したがって、この方のスケジュールがわかるのは7月上旬以降になると思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかになければ本日の産業厚生委員会を閉会いたします。

(閉会 11時59分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳